

日曜営業の給油所

中之島・今町地区の給油所では、交替で日曜営業を実施しています。

3月から4月上旬の日曜日に営業する給油所はつぎのとおりですのでご利用ください。

月	給油所名	住所	電話番号
3/6	小飯塚石油㈱今町SS	今町4丁目	(6)2744
13	山嘉商店今町SS	今町3丁目	(6)2645
20	桂屋商事㈱今町SS	猫興野	(6)4482
27	㈲浅野藤吉商店中之島SS	中之島第6	(6)4327
3/3	中之島村農協中央SS	中之島第7	(6)5395

※年末年始、ゴールデンウィーク、お盆等の從来から特例を認められていた期間中の日曜日は除外されています。

妊産婦・乳児医療費助成制度の変更

■ 妊産婦医療費助成制度
昭和五十八年三月三十一日限りで廃止になります。ただし、同日までに助成対象の認定を受けた者については、赤ちゃんが生まれた翌月の末日まで医療費の助成が受けられます。一部負担金を支払っていただきます。

▽外来の場合 月 四百円 (四百円に満たないときはその額)

▽入院の場合 一日につき 三百円 (二ヶ月を限度)

■ 乳児医療費助成制度
乳児については、出生した日から満一歳に達した月の末日まで医療費の助成が受けられます。

休日在宅当番医のお知らせ

3月から4月上旬の休日在宅当番医は下表のとおりです。内・外科とも原則的には午前9時から午後5時までですので、その時間内に受診してください。

時間外でやむを得ないときは、当番医の変更の有無を役場へ確かめてから受診してください。

内科

日	医院名	電話番号	医院名	電話番号
3/6	内島医院	(6)2446	岩崎医院	(2)1122
13	霜鳥医院	(2)0579	金井医院	(2)0116
20	富田医院	(6)2226	寺師医院	(2)0137
21	堀医院	(6)2133	石川医院	(6)2140
27	小林医院	(2)0562	佐々木医院	(2)2357
3/3	星野幼稚園	(2)0998	岩崎医院	(2)1122

外科

△照会は中之島村役場 ☎02586-6-2002
△救急車の要請は与板郷消防署 ☎025872-2572

○毎週火曜日 午後1時~4時

○中之島村公民館

人口の動き

1月31日現在
() 内前月比
人口 11,349人 (-2)
男 5,563人 (-9)
女 5,786人 (+7)
世帯数 2,270戸 (+2)

30 真堅 河村
28 與兵衛
91 70 宮六
内所

心配ごと相談(行政・人生相談も含む)

昭和58年
2月 No.114

2月号 南蒲原郡中之島村役場

編集と発行 中之島村役場企画課
〒954-01 ☎02586(6)2002

広報 なかのしま



村内の芸術家大集合

お年寄りから子供まで約400点が出品された
第9回村民作品展
-2月19日撮影-

おもな内容

- ・所得税の確定申告はお早目に②~③
- ・12月定例会一般質問から④~⑥
- ・昭和57年度の転作実績から ⑦
- ・1月臨時会 ⑦
- ・新潟県史ただいま予約受付中⑧
- ・スマイルタイヤは早目に交換を ⑧
- ・交通事故共済に加入を ⑨
- ・妊産婦・乳児医療費助成制度変更⑩

(昭和五十六年八月八日制定)

一、わたくしたちは、恵まれた自然に感謝し郷土を愛し、働く喜びを知る家庭と村をつくりましょう。
一、わたくしたちは、伝統を生かし、教育・文化の向上と産業の発展につくす家庭と村をつくりましょう。

村民憲章

所得税・住民税諸控除一覧表

項目	区分	所得税	住民税
基 础 控 除		290,000円	220,000円
配偶者 控 除	控除対象配偶者	290,000	220,000
	同居特別障害者の控除対象配偶者	340,000	
	老人控除対象配偶者	350,000	230,000
扶 養 控 除	一般の扶養親族	290,000	220,000
	同居特別障害者の扶養親族	340,000	
	老人扶養親族 上記以外の者	400,000 350,000	260,000 230,000
障害者 控 除	一般障害者	230,000	210,000
	特別障害者	310,000	230,000
老 年 者 婦 夫 勤 労 学 生 控 除		230,000	210,000
生 命 保 険 料 控 除	支払10万円で 最高50,000	支払7万円で 最高35,000	
損 害 保 険 料 控 除	最高 15,000	—	
白 色 専 従 者 控 除	最高400,000	最高400,000	
障害者等の非課税限度額	—	800,000	



の場合——一律一万七千円の税額控除が受けられます。

◎住宅ローンの控除
住宅を取得する際、民間の金融機関から住宅ローンの融資を受けた場合——一定の算式により最高三万円までの税額控除が受けられます。

◆医療費控除
あなたやあなたの家族が病気になり、多額の医療費を支払った場合——一定の算式により計算した金額を、あなた差し引いて税金を計算し直します。(最高二百万円まで)

◆医療費控除
あなたやあなたの家族が病気になり、多額の医療費を支払った場合——一定の算式により計算した金額を、あなた差し引いて税金を計算し直します。(最高二百万円まで)

◆雪おろしに要した費用や火災
▼年の中途で退職した後、再就職しなかつた人で年末調整を受ける人。

盗難などにより、住宅や家財に損害を受けた場合——一定の算式により計算した金額を、あなたの所得から差し引いて計算します。

◆そのほか
所得が少ない人で、利子所得や配当所得、原稿料などの源泉徴収税額が納め過ぎになつてます。(最高二百万円まで)
●詳しくは、納税相談の際にお聞きください。

◆住宅取得控除
※還付金の振込を希望される方は、次の事項を確定申告書の切り下部の「還付される税金の受取場所」欄に記入してください。

一、振込を希望する銀行等の名称(支店名まで)。
二、預金の種別と口座番号(本人名義のものに限ります)。

以下は、以下の住宅を新築したり、既存の住宅を購入した人で、その年の合計所得金額が八百万円以下

●詳しくは、納税相談の際にお聞きください。

●住宅取得控除
◎床面積基準の控除
四〇平方㍍以上一六五平方㍍

お忘れなく!!
贈与税の申告も…

贈与税は、個人から一円を超えて、一時に贈与を受けた翌年の2月1日から3月15日までです。

所得税の振替納税制度を、ご存じですか。
この制度は、税金もみなさんよく利用されている、電話料や電気料などと同じように、預金口座から自動的に納税できますので、納税のための手数も省け、たいへん便利です。まだ利用されていない方は、この機会にぜひご利用されるようおすすめします。

手続きなど詳しいことは、預金先の金融機関または税務署、役場税務課におたずねください。

納税は便利な口座振替で

なお、贈与税額が五万円を超えて、一時に贈与を受けた翌年の2月1日から3月15日までです。

贈与税額が五万円を超えて、一時に贈与を受けた翌年の2月1日から3月15日までです。

この社会 あなたの税が生きている

所得税の確定申告はお早目に
2月16日(水)→3月15日(火)

納税相談日程表

11日(金)	10日(木)	9日(水)	8日(火)	7日(月)	4日(金)	3日(木)	28日(月)	3月1日(火)	会場
"	"	"	農業所得 (中之島・六所)	譲渡所得 (中条学区)	"	農業所得 (真野代・中条新田)	"	農協北部支所	公民館
"	(中通学区)	(中野学区)	(西高島・六所)	"	"	(下沼・西新田)	"		
"									
"									



▲納税相談の様子(昨年)

確定申告に必要な書類

今年も所得税や事業税、住民税(村県民税)などの申告時期となりました。

これらの申告は、住民税の課税の基礎となるものですから、三月十五日までに必ず申告をしてください。

また、確定申告を必要としない方でも、住民税の申告が必要です。そこで必要事項を記入のうえ、必ず提出してください。

- ①確定申告をするとき、申告書に添付したり提出しなければならない書類などは次のとおりです。あらかじめ用意してきてください。
- ②住宅取得控除を受ける場合で、床面積基準の控除だけを受ける人。
- ③床面積基準の控除だけを受ける場合で、支払った医療費の領収書。
- ④小規模企業共済等掛金控除を受ける場合は、支払った掛け金の証明書。
- ⑤生命保険料控除を受ける場合で、支払った生命保険料が一括して支払った源泉徴収票。
- ⑥損害保険料控除を受ける場合は、支払った保険料の証明書。
- ⑦給与所得がある人は勤務先から貰った源泉徴収票。
- ⑧振替納税・還付金の口座振込番号を控えてこられるように。
- ⑨印かんを忘れずに。
- ⑩申告書の住所や氏名、扶養親族などご自分でわかる箇所について記入してください。

次のようにとき確定申告をすると税金が返ってきます

議會報告 十二月定期村議會

村議会の十二月定例会の本議会が十二月十七日午前十時から開かれ、村政に対する一般質問が三議員により行われましたので、その要旨をお知らせします。

一般質問と答弁(要旨)



小序 勇唯 義昌

用水問題について

▽村当局は去る七月以来、猿橋川長呂堰の修理を巡る猿橋川土地改良区とのトラブルの解決について努力されていますが、この問題は村が協定書に基づき長呂堰の修理を申し入れたにもかかわらず、これを無視し、しかも水を止める等の挑発的行為に及んだ猿橋川土地改良区に起因するもので、その責任は大きいと思います。しかもこのことが一部の新聞に大きく報じられたため、多くの関係農民は不安を募ら

斎藤村長 来年度は約四十ヘクタールの麦の収穫が予想されるが、その対応をどうするかというお尋ねですが、これをスムーズに行うには、新たにコンバインが六台、乾燥機が三台位、それに施設も必要になろうかと思います。目下、これら一連の対応について農協と事務レベルで検討しております。

村としましても、今後転作に力を入れるとともに農家の転作意欲に応えるため、一步進んで農協理事者とも話を進めて、ご質問の趣旨に応えたいと考えています。



遠藤
一夫 議員

財政問題について

こうした状況の中で、本村の財政は自己財源が約二十%と少なく、五十%を占める地方交付税をはじめ国県支出金等の国への依存度が高い構成の中で、国の財政圧迫が強まれば、村行政にも少なからぬ影響がでることは当然であります。

大竹貫一 郡のPRについて

▽大竹邸記念館は、去る十一月県の景勝一〇〇選に入選したことにより、広く県内外にその名を挙げる事ができました。

上
大竹邸記念館のPRにつきましては、すでにご覧になつた方もおりかと思いますが、上越新幹線開業記念の一環として長岡駅二階に、中越地区観光連盟主催で開かれている観光展に、大竹邸記念館をはじめ義民大竹与茂七地蔵尊など一連の史跡・観光を紹介しております。現在、大竹邸記念館は毎月第三金曜日に開館していますが、日曜日に訪れる方が多いことから、今後は日曜日も開館したいと考えております。また今回の入選を機に来年度予算になりますが、PRを兼ねた看板を立てたいと考えております。また、今後大竹邸保存委員会の協力を得て大竹邸記念館をメインに池公社、与茂七地蔵尊あるいは杉之森の薬師堂、中野の民俗資料館など村の観光行政を取り入れ、村の発展につなげたいと考えております。また、中越地区広域観光連盟が五十八年事業として計画している、長岡駅を起点とした広域観光バスツアーコースの中にも幅広く組み入れたいと考えており、この機会に積極的に観光行政と取り組み、町制施行の原動力にしたいと考えております。

を契機に大竹邸記念館は勿論のこと、同庭内に祠祠
されている平頬盛卿の池公社、近くに埋葬されてい
る墓所、二本木地内にある義民与茂七翁の地蔵尊、
あるいは刈谷田川大堰の景勝など一連の村の史跡、
観光を村内外にP.R.する必要があるうかと思います。
しかも村長は、村の発展を期し、今後、町制施行を
お考えのようですが、その意味においてもこれらを
村の観光の目玉として案内標識の設置及び広報紙の
発行に力を入れると同時に、観光業者の設定する観
光コースにもセットしてもらう働きかけをすること
は、村の発展にもつながるのではないかと思います
が、村長のお考えを伺いたい。

▽昨年の農業行政は、水田利用再編対策を中心として極めて厳しく、取り分け転作について米を基幹作物とする本村においては、米の過剰基調を背景とした農作物の需給鈍化が今後も続くと予想されることから、農家経済に及ぼす影響は深刻であります。

現在の転作状況をみると、国の特定作物である麦、大豆を中心に積極的に取り組みがなされ、大豆においては一応の成果はみられるものの、転作障害や技術的な問題も多いようです。麦については地形的条件もさることながら実を取らない捨て作りの状態が大半で、五十七年度は、作付面積一三八・八ヘクタールに対して収穫面積は一五・八ヘクタールと振いませんでしたが、管理に比較的手がかからず、しかも収穫は農協が委託作業で引き受けってくれることが定着してきたため、五十八年度の収穫面積は、四十ヘクタールが確実と予想されています。今後、このように実取り中心の転作が増えることから、現有の機械力とオペレーター五人で十分対応できるのかどうか。また、昨今の厳しい財政事情からして一作物、一施設の機械対応は無理な面が多く、麦、大豆等に多目的利用のできる乾燥施設の設置が急務でないかと考えます。

これら一連の対応には行政機関だけでなく、農家を直接指導する立場にある農協も重要な役割を担うこととは当然であります。また、水田利用再編対策事業の長期化が予想されることから、村は農協理事者と執行部、議員と積極的に懇談の機会をもって、これに対処する必要があると思いますが、村長のお考

努力すると確約しているので、ホツとしているところでございます。

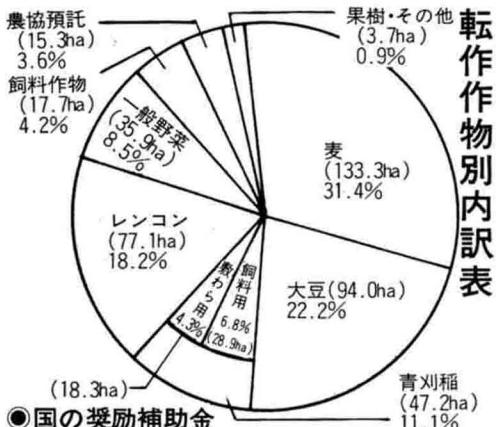


図1 転作作物別内訳表

区 分	基 本 額	加 算 額	
		計画加算 (転作半に 応じた額)	田地加算 (定 額)
特 定 作 物	56,000円	13,500円	10,000円
水 年 性 作 物	56,000円	6,500円	
一 般 作 物 等	41,000円	10,000円	
野 菜	36,000円	5,000円	7,500円
転 作 の 場 合	41,000円		
保 全 管 理 の 場 合	36,000円		
そ の 他	41,000円		
土 地 改 良 通 年 施 行 補 助 金	土地改良事業の 通年施行を実施した場合	41,000円	

※一般作物のうち、地域振興作物として指定された作物については別に
10a 当たり5,000円加算されます。

◎村の転作補助金

- ▶ 1ha以上の集団 10a 当 10,000円
- ▶ 配分面積達成者 10a 当 4,000円

図2 水田利用再編第二期対策における補助金の体系(十アール当)



厳しい農業情勢の中で迎えた、第二期対策二年の水田利用再編対策(転作)。今年度の集計結果がまとまりましたので、お知らせいたします。

本村に配分された面積三七七・三ヘクタールに対し、転作等実施面積は四二四・二ヘクタールとなり、一二二・四パーセントの転作達成率となりました。

その転作内容をみると、特定作物(大豆・麦、飼料作物)が二七三・九ヘクタールと最も多く、次に一般作物(レンコン・いちご・一般野菜等)の一三四・一ヘクタール、農協預託(保全管理)の一五・三ヘクタール、永年性作物(果樹等)の一〇・九ヘクタールの順となっていました。

細にしたのが図1の転作作物別内訳表です。また、昭和五十六年度から一ヘクタール以上の集団転作を推進しておりますが、今年度は六十九団地(昨年は六十五団地)の結果となりました。

なお、図2は転作に伴う国の転作奨励補助金と村の転作奨励金体係であり、今年度分についてはすでに昨年末、各戸の口座に振込み済みです。ご確認ください。

昭和五十七年度の転作実績から —転作達成率は一一一・四パーセント—

臨時会 除雪費用 一千万円を減額

【条例関係】

昭和五十八年の第一回村議会(臨時会)が一月二十九日開催され、条例の制定・改廃等と一般会計補正予算について審議が行われ、いずれも原案通り可決されました。

主な内容は、次の通りです。

■条例の制定・改廃等について——老人保健法の公布施行に伴い、現行条例の「中之島村老人及び重度心身障害者医療費助成に関する条例」は、題名の通り老人と重度心身障害者の両者を対象としていることから、これを廃止し、それぞれ別個に「中之島村重度心身障害者医療費助成に関する条例」と、「中之島村老人医療費助成に関する条例」を制定し、いずれも昭和五十八年二月一日から施行するものです。

■補正予算

昭和五十七年度一般会計補正予算について——補正額は十一万六千円を追加し、総額二十億三千三百四十六万二千円としました。

主な補正は、次の通りです。

▼ 総務費	六十五万円
● 土木費	百二十万円の減額
● 除雪ブルートレザー等借上料	二千万円の減額
● 農林水産業費	長呂堰板取替修繕工事費九十九万九千円の減額
● 農道整備事業費(道路用地購入費)	百二十万円の減額
● 農道整備事業費(物件補償料)	一千九百八十六万三千円

△このことについて先般質問した際、村長は中之島村、与板町及び和島村で組織している三町合同委員会で前向きに努力すると約束されました。その後どのように進展しているかお伺いしたい。またこれに関連して与板町にバスの乗り入れを希望するものであります。理由としては、老人あるいは女性子供が医療機関に通うに非常に不便を感じているといふことであります。実現には非常に苦労があると思いますが、合わせて村長のお考えを伺いたい。

斎藤村長 与板橋の歩道橋設置については、毎年三

町村合同委員会で共通の問題として取り上げ陳情を重ねております。県道大口与板線の整備促進などもその一つで、着々と成果を挙げております。この歩道橋は何分にも延長があるため、工事費も約十億円かかるといわれ、簡単に手をつけられないというのが現実で住民の不安は大変だと思います。しかし、本年度県費による調査費が百万円つき一步前進しました。これを契機に今後更に三町村とも足並みを揃えて実現に向って努力して参ります。

与板町へのバス乗り入れについては、国でさえ赤字路線は廃止する方向にあり、またバス会社の企業的立場もありますが努力してみます。



杉林一郎議員

与板橋歩道橋の設置について

農村総合整備

モデル事業について

△村民は、村政史上まれに見る本事業の完成に、大きな期待をもって見守っております。発表当時の総事業費は十七億円と聞いていましたが、国の財政事情から十六億三千円に減額され、実施初年度の五十七年度は三千二百萬円に減額、更に五十八年度は五千万円か六千万円に減額されるのではないかと聞いております。

七ヶ年の事業となれば、一年平均約二億三千万円の予算がなければ、最終年次の六十三年度には完了できません。万一、完了できなかつた場合、残った事業について村長はどのような措置をとられるのかお伺いしたい。

△村民は、村政史上まれに見る本事業の完成に、大きな期待をもって見守っております。発表当時の総事業費は十七億円と聞いていましたが、国の財政事情から十六億三千円に減額され、実施初年度の五十七年度は三千二百萬円に減額、更に五十八年度は五千万円か六千万円に減額されるのではないかと聞いております。

七ヶ年の事業となれば、一年平均約二億三千万円の予算がなければ、最終年次の六十三年度には完了できません。万一、完了できなかつた場合、残った事業について村長はどのような措置をとられるのかお伺いしたい。

△最近、国における福祉の後退が懸念されている中で、すでに老人医療費の一部有料化が来年二月から実施されることに決っています。これに追随するように一月から寝たきり老人等の障害者を対象に派遣する家庭奉仕員の費用を徴収する条例が、本議会に提出されますが、現在村内には、寝たきり老人等の障害者が五十名位といわれ、約半数の二十四名を三人の家庭奉仕員が担当していると聞いております。この条例が施行になれば、所得税額三万円以上の世帯は、一時間二九〇円、所得税額三万円以上の世帯は一時間五八〇円を徴収されます。従つて今後家庭奉仕員を依頼する世帯が減るのではないかと思います。また、家庭奉仕員派遣という制度の名称からつて奉仕という名のつくものに費用を徴収するといふことは聞いたことがなく、看板に偽りありといわなければならぬと思いますが、村長はどのようなお考えか伺いたい。

△斎藤村長 この条例の提案は、本村が単独で行うものではなく、国の制度として行うもので、ご理解を願います。また現在、家庭奉仕員を派遣している世帯は十三世帯ございます。この条例が施行になると一時間当たり一九〇円をいたたく世帯が四名、精々五千円か六千円位しか見込めないであろうと zwar といつております。

本事業の中心をなす農村環境改善センターを六年か六年の三年間は各二十%、最終の六十三年度は十八%という予算配分になりますが、厳しい国の財政事情から難しいようですが、県に伺つても来年度は、精々五千円か六千円位しか見込めないであろうと zwar といつております。

本事業の中心をなす農村環境改善センターを六年か六年の三年間に建てたいと考えていますが、県下でも五十数ヶ所の指定町村が、予算の配分を巡りひじめいており容易ではありません。また、すでに事業を完了した町村の例では早くても十年はかかることがあります。しかし、計画した事業は、七年計画が十年になります。しかしながら、計画した事業は、七年計画が十年になりますか十二年になるか、年次が遅れても約束した事業は必ず実施したいと考えております。

家庭奉仕員派遣制度について

新潟県が「立県百年」の記念事業として、かねて編さんを進めてきた「新潟県史」は、昨年に引き続いて、五十八年三月末に五巻が刊行されます。刊行予定の五巻は、貴重な未公刊史料を多数紹介しており、新潟県の歴史を知るうえで不可欠の資料です。昨年度までに刊行された十一巻も、高評を得て、県内外の方々に愛読されております。

見舞金

等級	災害の程度	金額
1等級	死亡した場合	1,000,000円
2等級	自賠責施行令表の等級区分の1級各号に掲げる傷害の場合	700,000円
3等級	治療を要した期間が6月をこえ、かつ、入院30日以上を含む実治療日数90日以上のもの	150,000円
4等級	治療を要した期間が5月をこえ、かつ、入院21日以上を含む実治療日数75日以上のもの	120,000円
5等級	治療を要した期間が4月をこえ、かつ、入院14日以上を含む実治療日数60日以上のもの	100,000円
6等級	治療を要した期間が3月をこえ、かつ、入院7日以上を含む実治療日数45日以上のもの	80,000円
7等級	治療を要した期間が2月をこえ、かつ、入院通院の実治療日数30日以上のもの	60,000円
8等級	治療を要した期間が1月をこえ、かつ、入院通院の実治療日数15日以上のもの	40,000円
9等級	入院・通院の実治療日数7日以上のもの	20,000円

○無免許又は飲酒運転、その他故意あるいは重大な過失による場合等は見舞金を支払われないことがありますのでご注意願います。なお、くわしいことは役場住民福祉課におたずねください。

見舞金の請求は
万一名の交通事故にあれば
万一の交通事故にあれば
ござるようお勧めします。
（加入資格）
どなたでも年齢に制限なく加入
できます。



交通災害共済

家族そろって
加入を……

①日①円保険

冬道の安全走行性などの面から、バイクタイヤを使用される方が増えていますが、これに伴って、バイクタイヤが原因と予想される舗装道路の破損や、

雪が消えたら……
スパイクタイヤは
早目に交換を

センターラインなど路面表示の摩耗が生じ、その舗装修理費等が急激に増加しており、大きな経済的問題として提起される一方、この摩耗紛じんによる公衆衛生上の新たな公害問題としてもクローズアップされつつあります。

そこで、バイクタイヤを使

用される皆様から、このような

事情を十分ご理解いただき、春

先きのバイクタイヤ装着の必

要がなくなる時期には、直ちに

夏タイヤに交換してくださるよ

う、特段のご協力をお願ひしま

す。

そこで、バイクタイヤを使

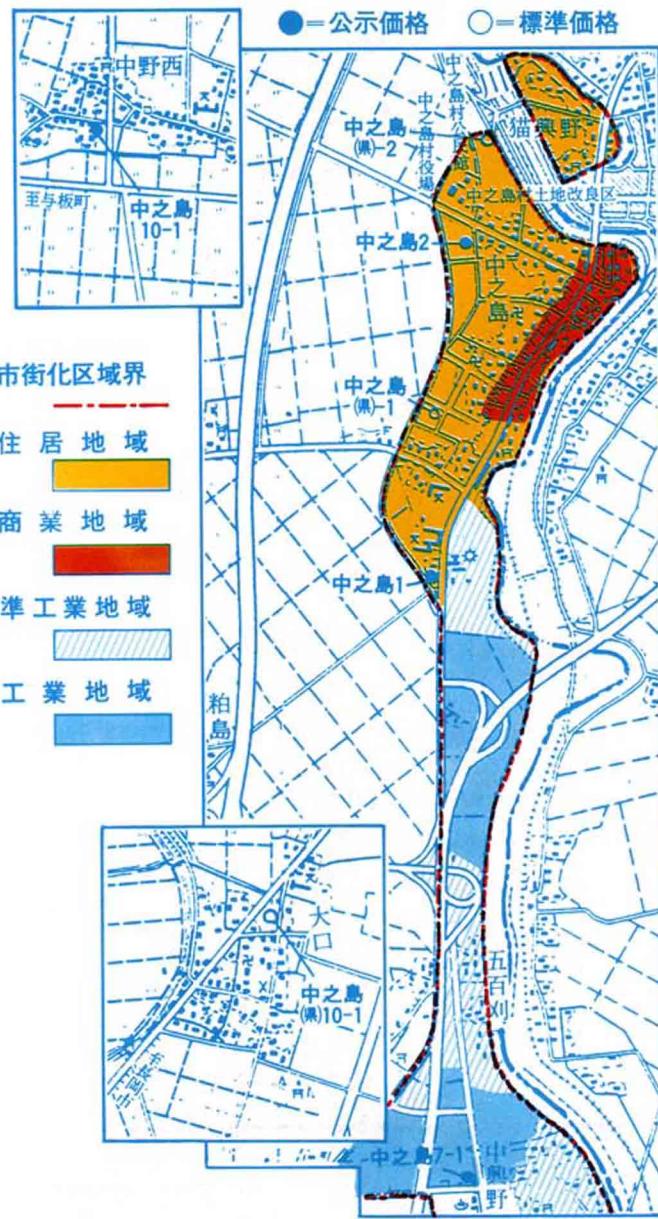
用される皆様から、このような

事情を十分ご理解いただき、春

先きのバイクタイヤ装着の必

要がなくなる時期には、直ちに

夏タイヤに交換してくださるよ

**■ 公示価格** (57年1月1日現在)

- 中之島-1 中之島字芝切3,831番9外
(住居地域) 25,300円
- 中之島-2 中之島字三並395番
(住居地域) 21,900円
- 中之島7-1 中興野字四枚配406番1
(準工業地域) 10,700円
- 中之島10-1 中野西字居村丁580番15外
(市街化調整区域) 6,100円

■ 標準価格 (57年7月1日現在)

- 中之島(県)-1 中之島字腰巻6,647番
(住居地域) 18,200円
- 中之島(県)-2 猫興野字村浦139番6
(住居地域) 13,900円
- 中之島(県)10-1大口字居掛1,583番子外2筆
(市街化調整区域) 12,500円

*価格はいずれも「更地」としての1平方メートル当たりのものです。

**地価水準の正しい
知識を得ましょう!!**

**地価公示と
地価調査制度**

一般的に土地の価格は経済的、社会的、行政的諸要因の変動に応じて変動しますが、他の商品とは違い土地の価格がいくらかということを判断することは、一般の人々にとっては非常に困難です。そのため、いったん正常な価格より高く取引が行われると、直ちに周辺の土地価格に影響し、近隣の地価水準が引き上げられてしまうことが多いのです。

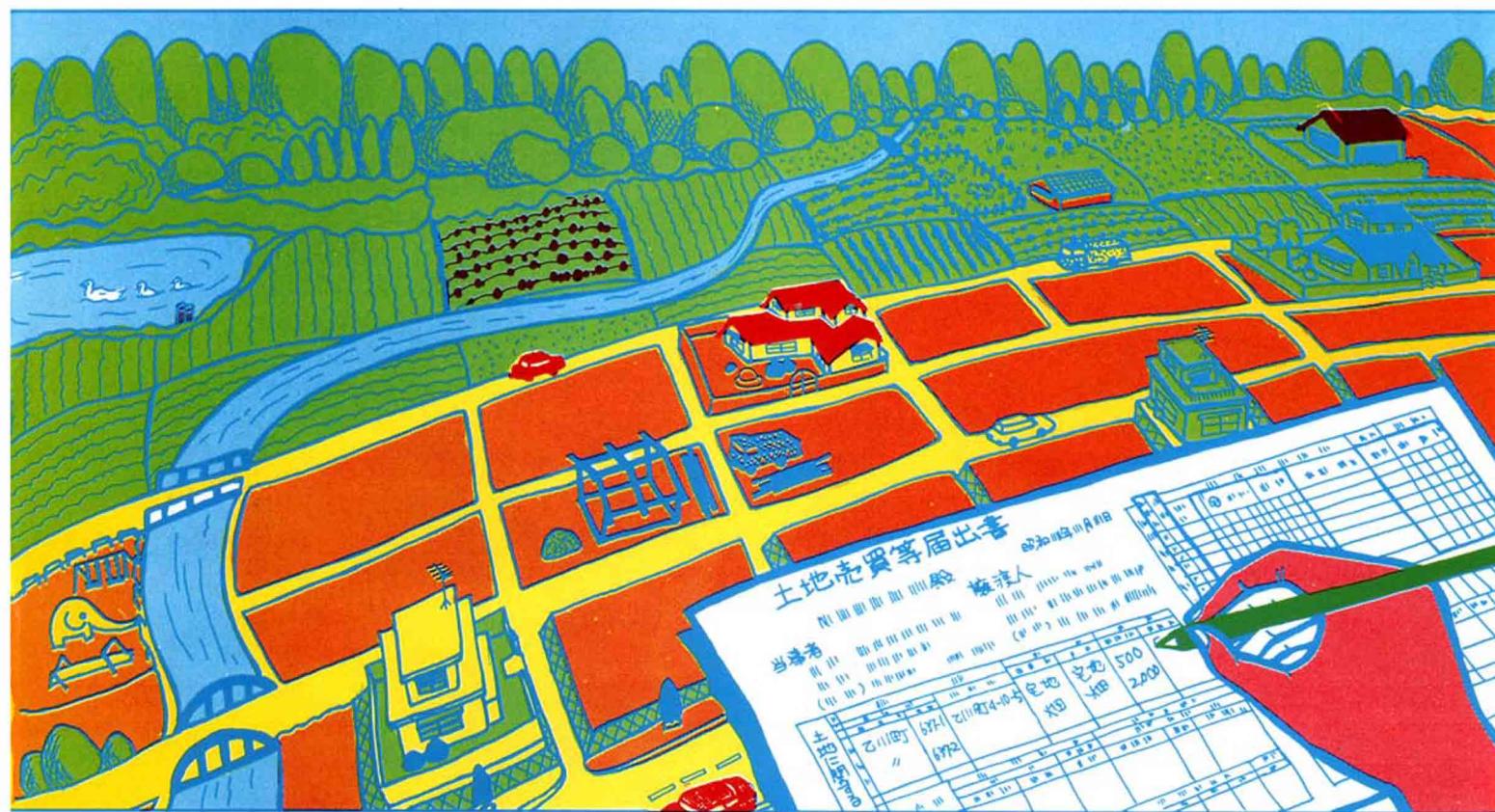
このような価格の高騰を防ぐため、また土地取引価格の目安にするため、調査地点を設定し、一定の期日に「正常な土地価格」を年1回判定公表する制度として、県の「地価調査」と国が行う「地価公示」があります。これらはいずれも、地価についての正しい知識を得ていただくことをねらいとしています。

両制度の概要

調査制度 項目	地価公示	地価調査
根拠法令	地価公示法	国土利用計画法施行令第9条
調査主体	国土庁土地鑑定委員会	都道府県知事
地価判定の基準日	1月1日	7月1日
公表日	4月1日	10月1日
調査地点の名称	標準地	標準地
調査価格の名称	公示価格	標準価格

土地取引のまえに…

国土利用計画法による土地取引の届出制
土地の取引価格の目安——地価公示と価格調査

**最近の中之島村の宅地分譲から**

最近、村内では民間業者による宅地造成及び分譲が数多く行われています。

これらのほとんどが、国土利用計画法に基づく「事前確認制度」により、販売予定価額について事前に県知事の確認を受け、分譲されているものです。

その主なものを紹介いたしますので、土地売買等の参考にしてください。なお、()内は確認を受けた販売予定価格の有効期間です。

○ 中之島字三並 (S 57.12.31)

- 開発面積/14,327.68m²
- 用途地域/住居地域
- 総区画数/50区画
- 価 格/25,000~28,800円/m²

○ 猫興野字村浦 (S 58.5.31)

- 開発面積/11,108.09m²
- 用途地域/住居地域
- 総区画数/37区画
- 価 格/22,500~29,700円/m²

○ 中興野字四枚配 (S 58.7.31)

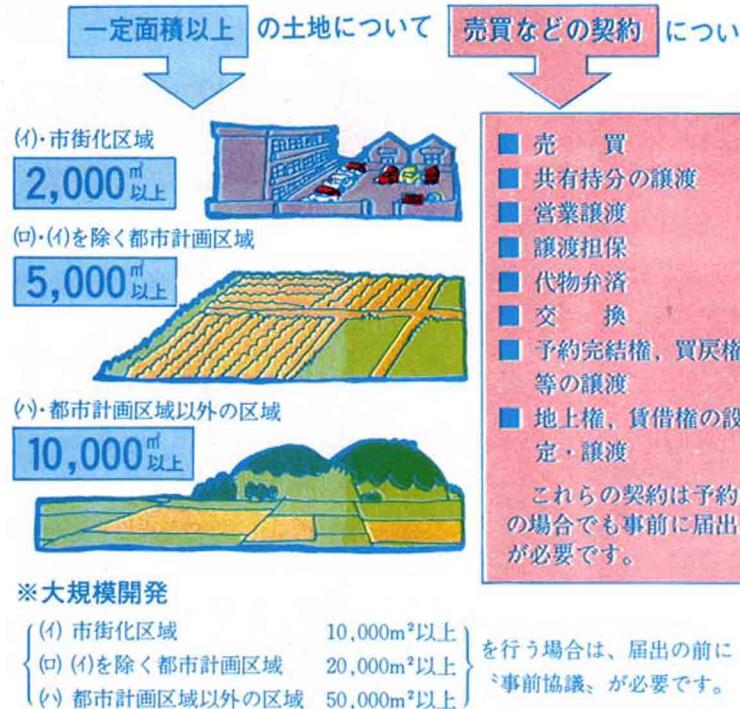
- 開發面積/6,876.02m²
- 用途地域/準工業地域
- 総区画数/24区画
- 価 格/26,370~29,030円/m²

○ 中之島字大屋敷外 (S 58.10.31)

- 開發面積/27,747.95m²
- 用途地域/準工業地域
- 総区画数/79区画
- 価 格/27,200~34,200円/m²

国土利用計画法は、土地の投機的取引や地価の高騰を抑制し、乱開発などを未然に防ぐため、土地取引について届出制を設けています。一定面積以上の土地取引しようとするときは、この法律により、あらかじめ県知事に届け出なければならぬことになっています。

1 届出の必要な土地取引

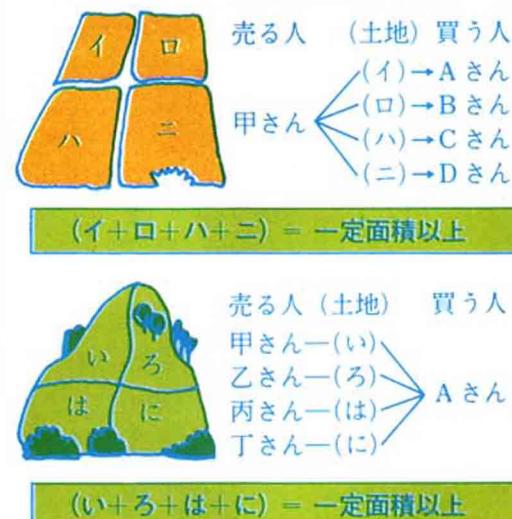


知つておきたい土地取引の正しい知識

——一定面積以上は事前に届出が必要です——

【一団の土地】

個々の取引面積は小さくても、合計していくと一定面積以上となる図のような一団の土地取引は、個々の取引それぞれについて届出が必要です。



3 遊休土地制度

届出をして取得した一定面積以上の土地が3年たっても利用されていない場合には、知事はその土地の有効かつ適切な利用を促進するため、その土地を「遊休土地」に指定し、所有者等に通知することができます。この通知を受けたときは、その土地の利用や処分の計画を知事に届出なければなりません。この届出を受けて知事は、その土地の積極的利用のために必要な助言や勧告をします。



4 届出をしないと

1 法律で罰せられます

届出をしないで土地取引をしたり、偽りの届出をすると、6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられることがあります。

2 税法上の特典が受けられなくなることがあります。

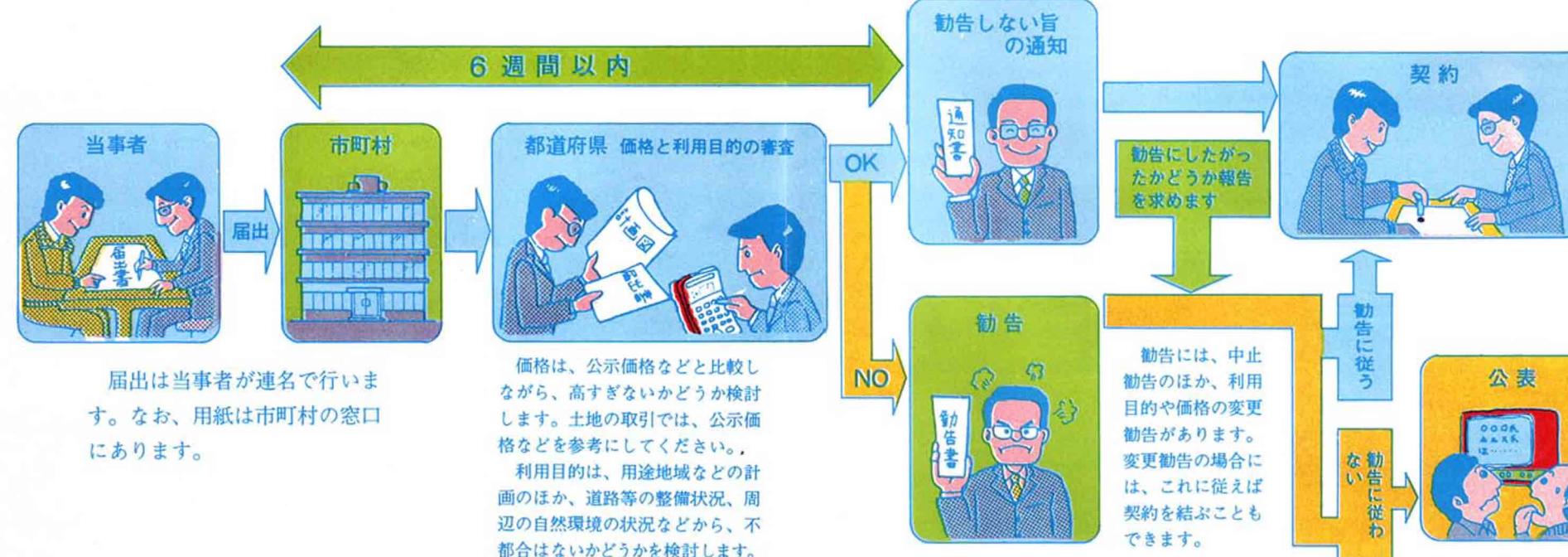
- 届出をしないで土地を譲渡すると、特定住宅地造成事業等のために土地を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除などが受けられなくなることがあります。
- 届出をしないで造成宅地などを譲渡すると、法人等の土地譲渡益重課の適用除外措置が受けられなくなることがあります。



2 届出から契約まで

契約をしようとするときは、取引の当事者（売買の場合であれば売主と買主）は、取引の予定価格や利用目的を書いた。知事への届出書を契約を結ぶ6週間前までに、市町村役場に届け出してください。

届出を受けた知事は、取引価格と利用目的について審査をし、不適正と認めるときは、取引の中止又は変更を勧告することがあります。それ以外の場合には、届出日から6週間以内に勧告をしない旨文書で通知します。この通知を受け取れば契約ができることになります。



【事前確認制度】

宅地分譲や建売、マンション分譲の場合は、分譲業者がその分譲予定価格について、高すぎるものではないとの知事の確認をあらかじめ受けた場合には、個々の取引ごとにあらためて届出の必要はありません。

この制度による宅地分譲等の広告には、「国土利用計画法に基づく事前確認済」と記載されていますので、購入者はこれを参考にできます。

不明な点や詳細については、役場企画課におたずね下さい。